

令和3年度9月補正予算（追号2）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額(注1) **957,077** (①)
- ・ 9月補正冒頭提案 **26,806** (②)
- ・ // **追加提案2** **3,111** (③)

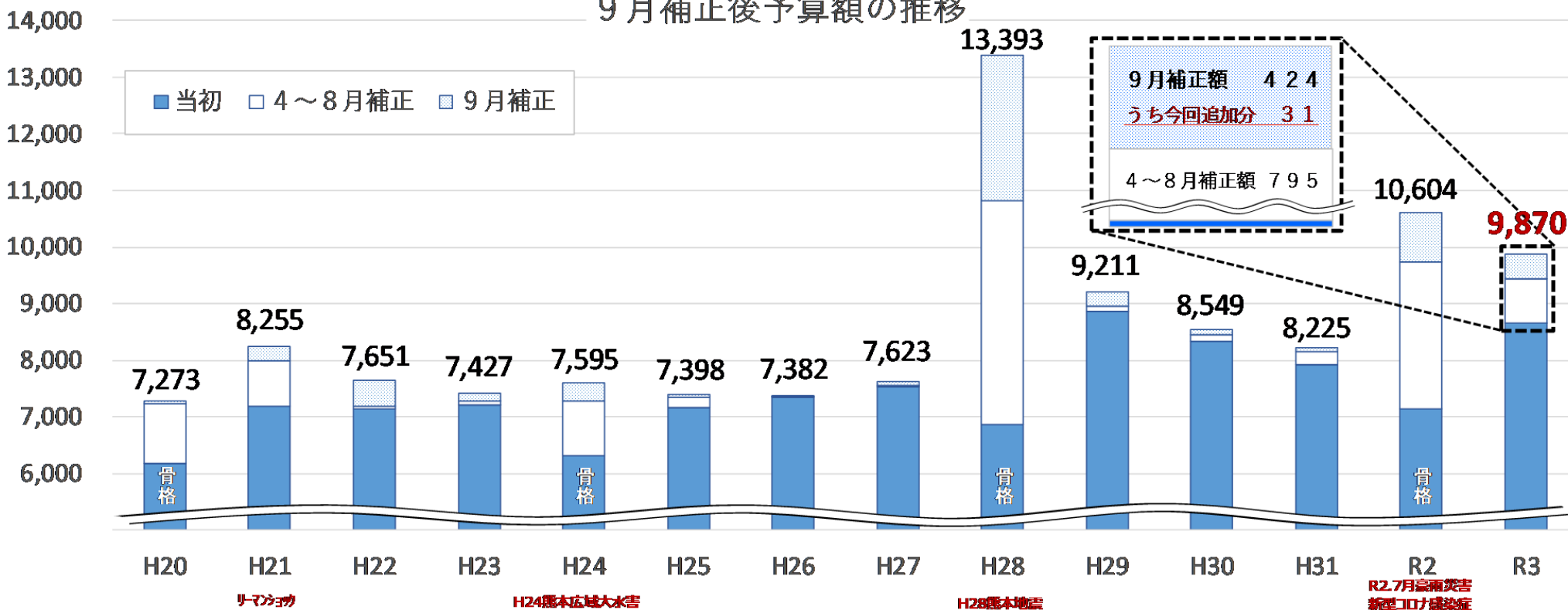
(③の財源内訳) 国庫支出金(※) 2,804 諸収入 306(調整中)
※地方創生臨時交付金 2,804

9月補正後予算額(①+②+③) **986,994**

注1 9月補正追加提案1(125億13百万円、9月24日議決済)を含む
注2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

9月補正後予算額の推移



参考：新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算化の状況

新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 3,670億円

令和元年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
8月補正3(8/20専決)	8,128	-
9月補正	18,371	▲ 174
9月補正(追号)	11,373	3
9月補正(追号2)	3,111	-
計	190,604	1,837

R元～3年度累計

(単位:百万円)

累計	367,022	4,124
----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額31億11百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、熊本市全域の飲食店等に対して、「医療を守る行動強化期間」である10月1日（金）から10月14日（木）まで営業時間短縮を要請
 - 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給
- ※熊本県感染防止対策認証店については、通常営業も可能とし、時短要請に応じていただいた場合には協力金を支給

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を午後8時までに短縮すること
（酒類提供ラストオーダーは午後7時30分まで）
- 2 対象者：
午後8時以降も営業している飲食店等
※熊本県感染防止対策認証店については、通常営業も可能とし、時短営業に応じていただいた場合は、協力金を支給します
- 3 区域：
熊本市全域（約4,500店）
- 4 期間：
10月1日（金）～10月14日（木）（14日間）

<申請期間（予定）>

10月15日（金）～11月15日（月）

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<問い合わせ先>

◆協力金関係

コールセンター： **096-333-2828**

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日休み）

◆認証店関係

コールセンター： **096-353-6330**

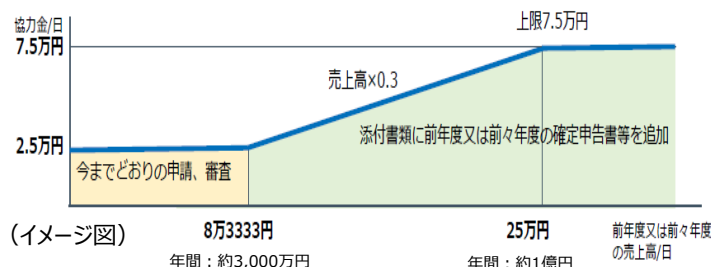
受付時間：午前10時～午後6時（土日・祝日休み）

<協力金算定方法>

・中小企業等（売上高方式）

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の 3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

※1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された
時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数



・大企業（売上高減少方式）

※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※1日あたりの売上高減少額
(前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

<申請方法> 電子申請（郵送も可）

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施（協力金負担割合：国8/10、県1/10 臨時交付金、市1/10）
※調整中